



県章

群馬県報

平成29年
3月17日(金)
第9484号

目次

ページ

規 則	
○群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(医務課)	2
告 示	
○個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示の一部改正(税務課)	3
○土壤汚染対策法による区域指定(環境保全課)	3
○森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項(林政課)	3
○特定計量器の定期検査の実施(産業政策課)	4
○道路の区域変更(道路管理課)	5
○道路の供用開始(同)	6
○道路の区域変更(同)	6
○道路の供用開始(同)	6
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	7
○都市計画事業の変更認可(都市計画課)	7
○群馬県屋外広告物条例に規定する知事が指定する区域、場所等の告示の一部改正(同)	8
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課)	8
訓 令	
○群馬県庁議規程の一部を改正する訓令(秘書課)	9
公 告	
○指定管理者の指定(スポーツ振興課)	10
○土地改良事業計画の決定に係る縦覧(農村整備課)	10
○道路位置の指定(建築課)	10
公安委員会規則	
○群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通規制課)	11
企業管理規程	
○群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程(総務課)	13
病院事業告示	
○群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示の一部改正(総務課)	15
正 誤	
○平成26年1月10日群馬県告示第7号(都市計画課)	15

■ 規則

群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第十一号

群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成二十一年群馬県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第二号中「第二十三条第一項」を「第二十三条第二項」に、「の制度」を「に関する制度」に改める。

別記様式第一号中「同施行規則」を「群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則」に、「注」申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名し、押印すること。」

を「注1 申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名し、押印すること。」を「注2 連帯保証人の欄は、連帯保証人2名がそれぞれ署名し、記入すること。」に改める。

別記様式第十七号中

「 年 月から 年 月まで」

を「 年 月 日から 年 月 日まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第79号

個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示（平成20年群馬県告示第479号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月17日

群馬県知事 大澤 正 明

2の項の表前橋市の項中

特定非営利活動法人かけはし	平成28年11月16日から平成33年11月15日まで	を
特定非営利活動法人かけはし	平成28年11月16日から平成33年11月15日まで	
特定非営利活動法人ひこばえ	平成29年3月16日から平成34年3月15日まで	に改める。

◎群馬県告示第80号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成29年3月17日

群馬県知事 大澤 正 明

1 指定する区域 渋川市金井2843番地3の一部、2843番地39の一部、2843番地40の一部

2 指定に係る特定有害物質の種類

(1) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物

(2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

◎群馬県告示第81号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項及び第2項の規定により、森林病虫害等の駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成29年3月17日

群馬県知事 大澤 正 明

1 区域及び期間

(1) 区域 前橋市、渋川市、高崎市、藤岡市、富岡市、昭和村、みなかみ町、桐生市、太田市、館林市、千代田町及び邑楽町の高度公益機能森林

(2) 期間 平成29年4月7日から同年5月26日まで

2 森林病害虫等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し、当該伐倒した樹木を松くい虫、その付着している枝条及び樹皮とともに薬剤によりくん蒸し、若しくは破碎し、又は焼却すること。

4 命令しようとする理由 1 (1)に掲げる区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)に掲げる区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他

(1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木等を所有し、又は管理する者が1 (2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

◎群馬県告示第82号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成29年3月17日

群馬県知事 大澤 正 明

1 定期検査を行う区域 富岡市、甘楽郡及び佐波郡

2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

3 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所
平成29年4月20日	午前10時～正午	南牧村中央公民館
	午後1時～午後3時	南牧村活性化センター
平成29年4月21日	午前10時～午前11時	下仁田町活性化センター
	午後0時30分～午後3時30分	群馬県蒟蒻原料商工業協同組合

平成29年4月25日	午前10時～午前11時	旧甘楽町立第三中学校
	午後0時30分～午後3時30分	甘楽富岡農業協同組合甘楽支所
平成29年5月10日	午前10時～正午	富岡市黒岩公民館
	午後1時～午後3時	富岡市小野公民館
平成29年5月11日	午前10時～正午	富岡市妙義中央公民館
	午後1時30分～午後3時30分	富岡市額部公民館
平成29年5月12日	午前10時～午後3時	富岡市吉田公民館
平成29年5月16日	午前10時～午後3時	富岡市一ノ宮公民館
平成29年5月17日	午前10時～午後3時	富岡市生涯学習センター
平成29年5月18日	午前10時～午後3時	富岡市生涯学習センター
平成29年5月19日	午前10時～午後3時	富岡市生涯学習センター
平成29年5月30日	午前10時～午後3時	佐波伊勢崎農業協同組合たまむら野菜集送センター
平成29年5月31日	午前10時～午後3時	玉村町勤労者センター

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	南新井前橋線	前橋市荒牧町45番の1地先から同市同46番の11地先まで	前	20.0	108.0
			後	20.0～23.0	108.0
		前橋市日輪寺町字観音前53番の1地先から同市同字同53番の2地先まで	前	24.5～26.3	29.8
			後	24.5～38.9	29.8

◎群馬県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋玉村線	前橋市表町一丁目3番の1地先から同市同22番の8地先まで	平成29年3月17日
	南新井前橋線	前橋市荒牧町510番の1地先から同市日輪寺町字阿弥陀363番の14地先まで	平成29年3月19日 午後4時30分

◎群馬県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	笠懸赤堀今井線	伊勢崎市西野町1番の3地先から同市同6番の3地先まで	前	10.9～18.8	144.3
			後	11.8～28.8	144.3

◎群馬県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	伊勢崎深谷線	伊勢崎市境平塚字塚越370番地先から同市同字同366番の1地先まで	平成29年3月17日
	笠懸赤堀今井線	伊勢崎市西野町1番の8地先から桐生市新里町小林字峯岸621番の8地先まで	

◎群馬県告示第87号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

平成29年3月17日

群馬県知事 大澤 正 明

下山ノ根急傾斜地崩壊危険区域（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定の告示（平成15年群馬県告示第29号）で指定した下山ノ根急傾斜地崩壊危険区域の標柱2号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱6号と急傾斜地崩壊危険区域の指定の告示（平成5年群馬県告示第474号）で指定した八幡前急傾斜地崩壊危険区域（追加）の標柱10号と9号を順次結んだ線、同告示で指定した同区域の標柱9号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱7号と急傾斜地崩壊危険区域の指定の告示（平成15年群馬県告示第29号）で指定した下山ノ根急傾斜地崩壊危険区域の標柱3号を順次結んだ線及び同告示で指定した同区域の標柱3号と2号とを結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
6	高崎市		山名町	日向	1712番1
7	同		同	同	1748番

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県高崎土木事務所において縦覧に供する。

◎群馬県告示第88号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年3月17日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 施行者の名称 高崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 高崎都市計画墓園事業 八幡霊園
- 3 事業施行期間 平成26年1月10日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 変更なし

◎群馬県告示第89号

群馬県屋外広告物条例に規定する知事が指定する区域、場所等の告示（昭和39年群馬県告示第598号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月17日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (2) 中「阿佐美風致地区」を「阿左美風致地区」に、「の両側」を「から」に改める。
 - 2 を次のように改める。
 - 2 条例第5条第3号に規定する知事が指定する範囲
渋川市赤城町上三原田所在の上三原田の歌舞伎舞台の周囲100メートル以内
 - 5 (1) 中「、草木湖及び梅田湖」を「及び草木湖」に改める。
 - 6 中「、同上越線渋川駅及び同両毛線桐生駅」を「及び同上越線渋川駅」に改める。
-

◎群馬県告示第90号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成29年3月3日から適用する。

平成29年3月17日

群馬県知事 大澤 正 明

「合名会社武部商店 高崎市新町2636
横堀喜六 高崎市新町2815（紳士用品ヨコボリ）」を「合名会社武部商店 高崎市新町2636」に改める。

■ 訓 令

群馬県訓令甲第一号

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

県庁
地域機関
専門機関

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令

群馬県知事 大澤 正明

群馬県庁議規程(平成四年群馬県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「振興局長、東京事務所長」を「東京事務所長、振興局長」に改め、「広報課長」の下に、「前橋行政県税事務所長、伊勢崎行政県税事務所長、高崎行政県税事務所長、太田行政県税事務所長」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

■ 公 告

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年3月17日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク
 - (2) 所在地 渋川市伊香保町伊香保587番地1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 公益財団法人群馬県スポーツ協会
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市関根町800番地
 - (3) 代表者の氏名 理事長 野本彰一
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営沼田平土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成29年3月17日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成29年3月21日から同年4月17日まで
- 3 縦覧に供する場所 沼田市役所及び川場村役場

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年3月17日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡榛東村大字広馬場字八ノ海道1067-13	延長 34.75 幅員 5.00	群馬県指令前土第304-21号 平成29年2月2日
2	同	北群馬郡吉岡町大字大久保3523-4	延長 34.75 幅員 4.60	群馬県指令前土第304-22号 平成29年2月6日

3	同	北群馬郡吉岡町大字大久保字駒寄台2424-2	延長 幅員	34.98 5.00	群馬県指令前土第304-24号 平成29年2月8日
---	---	------------------------	----------	---------------	------------------------------

■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月17日

群馬県公安委員会委員長 児玉三郎

群馬県公安委員会規則第4号

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則(昭和54年群馬県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第3国道17号の項中「群馬県前橋市荻窪町字南田2番地2から群馬県前橋市上細井町字上野948番地1まで」を「群馬県前橋市荻窪町字南田2番地2から群馬県前橋市上細井町字上野948番地1まで
群馬県前橋市上細井町字天王浦712番地1から群馬県前橋市関根町字内山上692番地1まで」に改め、同表主要地方道前橋安中富岡線の項中「群馬県前橋市元総社町99番地3から群馬県高崎市菅谷町1243番地16まで」を「群馬県前橋市元総社町99番地3から群馬県高崎市菅谷町1243番地16まで
群馬県前橋市石倉町五丁目12番地2から群馬県前橋市大友町二丁目23番地11まで」に改め、同表主要地方道足利伊勢崎線の項中「1787番地1」を「1016番地2」に改め、同表県道香林羽黒線の項の次に次のように加える。

県道大原境三ツ木線	群馬県太田市大原町2151番地6から群馬県太田市大原町2132番地9まで 群馬県太田市大原町2147番地2から群馬県太田市新田大町660番地まで
-----------	---

別表第3市道00-079号線の項の次に次のように加える。

市道00-142号線	群馬県前橋市大渡町二丁目3番地1から群馬県前橋市大渡町二丁目3番地7まで
------------	--------------------------------------

別表第3市道15-564号線の項の次に次のように加える。

市道17-056号線	群馬県前橋市大渡町二丁目2番地32から群馬県前橋市大渡町二丁目3番地1まで
市道17-068号線	群馬県前橋市大渡町二丁目5番地1から群馬県前橋市大渡町二丁目2番地32まで

別表第3市道1級77号線の項の次に次のように加える。

市道2級45号線	群馬県太田市下浜田町474番地1から群馬県太田市下浜田町1087番地12まで
----------	--

別表第3市道2級60号線の項の次に次のように加える。

市道新田東西598号線	群馬県太田市新田大町660番地1から群馬県太田市新田嘉祢町63番地1まで
-------------	--------------------------------------

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

■ 企業管理規程

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成二十九年三月十七日

群馬県企業管理者 関 勤

群馬県企業管理規程第一号

群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程

群馬県企業局財務規程(昭和二十九年群馬県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第七 事業整理損失引当金

別表第一の3の表中

「特別修繕引当金(太陽光)」	同上	事業の整理が行われる場合に備えて計上する引当金を整理する。
「特別修繕引当金(太陽光)」	同上	事業の整理が行われる場合に備えて計上する引当金を整理する。
「特別修繕引当金」	同上	事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金を整理する。
「特別修繕引当金」	同上	事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金を整理する。

別表第二の3の表及び別表第三の3の表中

別表第四の2の表中

「外資」	土地	目以下は、「有形固定資産」の項に準じて整理する。
「外資」	建物	目以下は、「有形固定資産」の項に準じて整理する。
「外資」	備品	目以下は、「有形固定資産」に準じて整理する。
「外資」	外資	項以下は、「有形固定資産」に準じて整理する。
「外資」	外債	項以下は、「有形固定資産」に準じて整理する。
「外資」	外債計	項以下は、「有形固定資産」に準じて整理する。
「外資」	外債計	項以下は、「有形固定資産」に準じて整理する。
「外資」	外債計	項以下は、「有形固定資産」に準じて整理する。
「外債計」	特別修繕引当金	事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金を整理する。

■ 病院事業告示

◎病院事業告示第2号

群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示(平成25年群馬県病院事業告示第3号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成29年3月17日

群馬県知事 大澤 正 明

表県立がんセンターの部遺伝性乳がん・卵巣がん症候群患者に対する予防的卵巣・卵管切除の項の次に次のように加える。

遺伝性乳がん・卵巣がん症候群患者に対する予防的卵巣・卵管及び子宮切除	条例第7条第2項本文の規定の例により算定して得た額に100分の108を乗じて得た額(その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)。当該方法により算定できないものがある場合は、その実費相当額を加算した額とする。
遺伝性乳がん・卵巣がん症候群患者に対する予防的乳房切除	条例第7条第2項本文の規定の例により算定して得た額に100分の108を乗じて得た額(その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)。当該方法により算定できないものがある場合は、その実費相当額を加算した額とする。

■ 正 誤

○告示正誤

平成26年1月10日群馬県告示第7号(都市計画事業の認可)

発行番号	ページ	行	誤	正
第9162号	4	20	高崎都市計画公園事業	高崎都市計画墓園事業

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111